

東広島市監査公表第1号

地方自治法第199条第14項の規定により、東広島市教育委員会から令和3年度定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和4年5月11日

東広島市監査委員 水 戸 晃
同 重 河 格
同 奥 谷 求

定期監査の監査結果に基づく措置について

1 監査の対象

対象部局等	監査結果報告提出年月日	措置事項通知年月日
学校教育部 学事課	令和4年3月28日 (東広監委第38号)	令和4年4月22日 (東広教学第16号)

2 監査の実施期間

令和3年10月18日から令和4年3月24日まで

3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

(1) 学校教育部 学事課

監査の結果（指摘要望事項）	措置の内容
1 徴収事務 学校給食費において、未納者に対する督促状の発送を納期を過ぎて20日以内に行っていなかった。 債権管理条例施行規則等に基づき、適正な事務処理に改められたい。	指摘のあった未納者に対する督促状の発送については、令和3年度学校給食費第10期（当初納付期限：令和4年3月31日）の口座振替不能の納付義務者に対する納付書送付の段階から改善を行っている。具体的には、従前は口座振替不能の段階では、再振替の代替措置として、口座振替不能の旨を記載した納付書を送付していたが、この段階で督促状を発送することに改

め、令和4年4月4日付けで督促状を発送している。また、納付書払の納付義務者に対しても、納付確認ができなかった者について、当初納付期限から20日以内に督促状を送付することとする。

令和4年度においても、改善後の運用を徹底することとし、債権管理条例施行規則等に基づいた適正な事務処理に努める。